芳賀地区広域行政事務組合障害者活躍推進計画 (第2期)

芳賀地区広域行政事務組合長

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3の規定に基づき、芳賀地区広域行政 事務組合における障害者活躍推進計画を策定します。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 当組合の課題

当組合の令和7年4月1日現在の障害者雇用率は 6.25%であり法定雇用率を達成している。今後も継続して法定雇用率を達成していくためには、障害者である職員が一層活躍できる職場環境づくりを推進していく必要がある。

3 目標

- (1) 採用に関する目標 計画期間を通じ、法定雇用率を上回る水準を維持する。
- (2) 定着に関する目標 不本意な離職者を極力生じさせない。

4 取組内容

- (1) 障害者の活躍を推進する体制整備
 - ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
 - イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相 談窓口を総務課に設置し、庁舎内掲示等により周知する。
 - ウ 障害者職業生活相談員の選任義務(5人以上の障害者を雇用)が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員 資格認定講習を受講させる。

- (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出
 - ア 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
 - ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、 必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継 続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重 な負担にならない範囲で適切に実施する。

- イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ① 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ② 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ⑤ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ウ 個々の障害の状態や通院等に応じた働き方ができるよう各種休暇制度の利用 を促進する。
- エ 障害のあるなしに関わらず、同じ枠組みのキャリア形成を支援する。異動に 際しては、個別の障害の状況を踏まえた配慮を行う。